

定 款

(平成 20 年 5 月 30 日 設立)

(平成 21 年 2 月 4 日 改訂)

(平成 24 年 12 月 21 日 改訂)

(平成 30 年 6 月 19 日 改訂)

(令和 2 年 6 月 23 日 改訂)

(令和 2 年 9 月 8 日 改訂)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（英文名 Internet-Rating Observation Institute 略称「アイ・ロイ」「I-ROI」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、インターネット上のウェブサイトの普及に伴い不可避免的に発生する有害情報から国民特に青少年を守るため、コンテンツの評価基準を策定し、コンテンツの審査、認定、フィルタリング、ウェブサイトの運営状況の監視等を継続的に行うことにより、コンテンツ制作者、ウェブサイト開設者、通信事業者の自由な創作活動を確保しつつ、国民にウェブサイトの閲覧に必要な公正な情報を提供し、インターネットの発展を推進し、もって社員及び会員に共通する利益を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インターネット社会における青少年の健全な成長を図るための啓蒙・教育
- (2) インターネットコンテンツのレーティング基準及び審査方法の策定
- (3) インターネットコンテンツのレーティング審査と認定

- (4) インターネットコンテンツのフィルタリングの実施
- (5) ウェブサイト開設者の運営状況の監視と認定の取消、変更
- (6) インターネットコンテンツのフィルタリングに必要な技術の調査
- (7) インターネットサービス及びデジタルコンテンツに関する調査、研究
- (8) デジタルコンテンツに関する検定試験の実施
- (9) 前各号の事業の実施に伴う関係機関等との連絡、提携及び交流、協力
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(基金)

第5条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、インターネット上のこの法人のホームページに掲載する方法により行う。

(基金の拠出者の権利)

第7条 基金は、拠出者との合意により、返還することができる。

2 基金の返還に係わる債権には、利息を付さない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、本定款においては「一般社団法人法」という。）第141条に規定する限度額の範囲で行う。

2 基金を返還する場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第2章 社員及び会員

第1節 (社員)

(法人の構成員)

第9条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格の取得)

第10条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受け、基金を拠出しなければならない。

2 法人その他の団体たる社員にあつては、法人その他の団体の代表者としてこの法人に対しその権利を行使する者（以下「団体代表者」という）1名を定め、代表理事に届け出なければならない。

3 団体代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

(退社)

第11条 社員はいつでも退社することができる。但し、退社日は、別に定める退社届を代表理事に提出した日から1ヶ月後の日とする。

2 社員は次に挙げる事由により退社する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員が解散等により消滅したとき

(2) 1年以上連絡がとれず社員総会において出席した社員の4分の3以上の賛成があつたとき

(3) 除名されたとき

(除名)

第 12 条 社員が、この法人の定款又は規則を違反したとき、この法人の名誉を毀損したとき、この法人の目的に反する行為をしたときは、社員総会に出席した社員の 4 分の 3 以上の議決により除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、議決の前に当該社員に弁明の機会を与えなくてはならない。

(社員名簿)

第 13 条 この法人は、社員の名称並びに住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第 2 節 (会員)

(会員)

第 14 条 この法人に以下の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した法人又は個人。
- (2) 特別正会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した法人又は個人
- (3) 名誉会員 この法人の設立・運営に多大の貢献をした法人又は個人で、理事会が入会を認めたもの

(入会)

第 15 条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人その他の団体たる会員にあっては、団体代表者 1 名を定め、代表理事に届け出なければならない。

3 団体代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を代表理事に提出し

なければならない。

(入会金、会費、経費等)

第 16 条 会員は、社員総会で定める入会金、会費及び経費、賦課金その他拠出金(以下会費等という)を納入しなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。

2 納付された入会金、会費、経費、賦課金その他の拠出金は事情の如何によらず返還しない。

(退会)

第 17 条 会員はいつでも退会することができる。但し、退会日は、4号を除き別に定める退会届を代表理事に提出した日から1ヶ月後の日とする。

2 会員は次に挙げる事由により退会する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が解散等により消滅したとき

(2) 1年以上連絡がとれず社員総会において出席した社員の4分の3以上の賛成があったとき

(3) 1年分以上の会費等の支払遅滞があるとき

(4) 除名されたとき

3 会員は退会までに生じた債務について退会により免れることはできない。

(除名)

第 18 条 会員が、この法人の定款又は規則を違反したとき、この法人の名誉を毀損したとき、この法人の目的に反する行為をしたときは、社員総会に出席した社員の4分の3以上の議決により除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなくてはならない。

3 本条による退会は前条1項の定めにかかわらず、社員総会決議のあった日とする。

(会員名簿)

第19条 この法人は、会員の名称並びに住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 役員

(役員)

第20条 この法人には、次の人数の理事と監事(以下両者を併せて役員という)を置く。

(1) 理事 30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事又はこの法人の使用人は、監事となることができない。

(選任)

第21条 役員は、社員総会において選任する。

2 社員総会が召集されるまでの間における監事の欠員に備え、社員総会において、予備監事1名を選任することができる。監事に欠員が生じた場合は、特段の手続きを経ることなく予備監事は監事に就任する。

(任期)

第22条 理事の任期は、就任後2年以内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、就任後4年以内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 欠員又は増員により選任された役員の任期は、前任者または他の在任者の任期の残任期間とする。

(代表理事の選出)

第23条 代表理事は、理事会において理事の互選により定める。

(職務)

第24条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 理事は、理事会に出席し、議決を決する。

3 監事は、一般社団法人法第99条の職務を行う。

(解任)

第25条 社員総会に出席した社員の4分の3以上の決議によって、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる役員、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められる役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなくてはならない。

(報酬)

第26条 この法人は、社員総会の議決をもって、総額を定め報酬を理事に支給することができる。

2 各理事の報酬は、代表理事が総額の範囲内で監事全員の承認を得て決定する。

3 この法人は、社員総会の議決をもって、総額を定め報酬を監事に支給することができる。

4 各監事の報酬は、総額の範囲内で監事全員の協議を経て決定する。

第4章 社員総会

(構成)

第27条 この法人の社員総会は、すべての社員を以て構成する。

(種類)

第28条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後4カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

4 社員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面による請求があったとき

(決議事項)

第29条 社員総会は、法令またはこの定款に定めた事項に限り決議する。

(招集)

第30条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集は、理事会において決定する。

3 社員総会を開催するには、会日より7日前までに開催日時、場所、および議題を書面または電磁的方法により通知しなければならない。

4 第28条第4項の規定により請求があったときは、代表理事は、20日以内に社員総会の招集通知を発しなければならない。

(決議方法)

第 31 条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、現在社員総数の過半数の社員が出席し、出席社員の過半数をもって決する。尚、社員は、議長を務める場合であっても、議決権を行使することができる。

2 社員総会に出席できない社員は、通知された事項について、書面をもって出席し、議決権を行使することができる。

3 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して代理人を出席させ、議決権を行使することができる。

4 物理的に社員総会の開催場所に臨席した社員以外で、当該社員総会の状況を伝えかつ社員総会への発言を伝達するビデオ会議等の IT 等を活用した双方向の情報伝達手段を用いて当該社員総会に参加した社員は、社員総会に出席したものと見なす。

(議決権)

第 32 条 社員総会において、社員は各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 33 条 議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事が事故その他の理由で出席できないときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が代行する。

(議事録)

第 34 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長がこれに記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 35 条 この法人には、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第 36 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 業務の執行に関する事項のうち重要な事項
- (3) 予算案の承認
- (4) 定款に定められた事項
- (5) 代表理事の選任及び解任

(招集)

第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的たる事項を記載した書面による請求があったとき
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して書面による請求があったとき

3 第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定により請求があったときは、代表理事は、5 日以内に理事会の招集通知を発しなければならない。

4 理事会を開催するには、会日より 7 日前までに開催日時、場所、および議題を書面または電磁的方法により通知しなければならない。

(議決方法)

第 38 条 理事会の決議は、現在理事総数の過半数の理事が出席し、出席理事の過半数をもって決する。尚、この議決に議長は理事として議決権を行使することができる。

2 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

3 物理的に理事会の開催場所に臨席した理事以外で、当該理事会の状況を伝えかつ理事会への発言を伝達するビデオ会議等の IT 等を活用した双方向の情報伝達手段を用いて当該理事会に参加した理事は、理事会に出席したものと見なす。

(議決)

第 39 条 理事会において、理事は各 1 個の議決権を有する。

2 第 38 条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第 40 条 議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事が事故その他の理由で出席できないときは、あらかじめ定めた理事が代行する。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事会に出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(計算書類)

第43条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更するには、社員総会に出席した社員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が一人となったとき
- (3) 破産
- (4) 合併
- (5) 解散を命ずる裁判

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するには、社員総会に出席した社員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散した場合の残余財産は、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人に寄付する。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(合併)

第47条 この法人が合併するには、社員総会に出席した社員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第9章 補則

(細則)

第 48 条 この定款の実施に関して必要かつ重要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に決める。